

1.はじめに

子宮外妊娠（今は異所性妊娠と言いますが、判決文のまま子宮外妊娠の用語を使います）による出血性ショックで亡くなった患者の遺族が、電話対応をした看護師にも過失があったとして、医師のほかに看護師をも訴えた珍しい事例を紹介します。

2.事案

Aさんは、妊娠検査薬で陽性反応があったので、平成19年10月3日に病院を受診しましたが、翌4日（時刻不明）に子宮外妊娠による出血性ショックで緊急搬送され、5日に亡くなりました。

遺族は、3日に診察したB医師が、子宮外妊娠を疑って入院させなかったこと、4日に患者からの痛みを訴える電話を受けたC看護師が、直ちに受診するよう勧めなかった過失がある等と主張して、病院設置者、B医師だけでなく電話を受けたC看護師も被告として訴訟を提起しました。

第一審は、4日の早い時点で受診を勧めるべきであったとして約4400万円の支払を命じましたが、病院側は不服として控訴しました。

3.控訴審の判断

名古屋高等裁判所（平成25年2月28日判決）は、病院は子宮外妊娠の可能性も念頭において対応しており、4日11時までの受診を勧めていたとして病院側の責任を全面否定しましたが、ここではC看護師の責任を否定したところを解説します。

C看護師は4日午前9時にAさんから痛みがあ

るとの電話を受けました。C看護師は子宮外妊娠の疑いのある患者であることは知っていましたが、検査結果等の詳しい状況が知らなかったのだから直ちに来院することを勧める義務はなかった、また、C看護師は、その電話の後にB医師から命じられた他の職員がAさんに11時まで受診するようにと促す電話をしたということを知っていたので、Aさんから電話があったことをB医師に報告する義務もなかったとして責任を否定しました。

4.まとめ

事実関係についての双方の主張が異なり、鑑定意見も分かれた難しい事案ですが、電話対応した看護師まで被告にするというのは珍しいことです。しかし、患者が自宅から電話をしてくることはよくあることです。電話を受けた側は全部の事情を把握しているとは限らないのですが、患者側は全部をわかっているものとして話をします。そのような場合、どのような対応をするかについては、各医療機関で決められていると思いますが、少なくとも、会話の内容を記録に残すこと（最近は録音をするところもあります）、気になるところやわからないところも含めて速やかに医師に報告をするということが肝要と思います。



松本・山下綜合法律事務所

私達の事務所は、医療事件だけでなくその他の案件（相続、離婚、債務整理、刑事事件等）も取り扱っています。医療の現場は専門知識があるかないとは全く違いますが、法的な場面でもそうです。何か行動する前にちょっと相談するだけで違うことがあります。気軽にご相談ください。

千葉市中央区中央三丁目3番8号オーク千葉中央ビル7階 電話：043-225-5242